

福島県子育て世帯住宅取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、人口減少抑制、定住促進や地域住宅産業の活性化を図ることを目的とし、子育て世帯が県内工務店や不動産業者で建設・仲介した住宅の取得を支援するため、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅

福島県内に存する住宅で、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。

(2) 子育て世帯

交付申請時において、子ども及びその子どもを養育する者からなる世帯をいう。

(3) 子ども

次のいずれかに該当する者をいう。

ア 交付申請時において、18歳以下（18歳に達した日以降の最初の4月1日を経過した者を除く。）で就労していない者。

イ 交付申請時において、妊娠中の子（妊娠が母子健康手帳で確認できるものに限る。）。

(4) 県内工務店

施工者の主たる営業所が県内にある法人又は個人事業主。

(5) 県内不動産業者

宅地建物取引業許可の本店が県内にある法人又は個人事業主。

(6) 住宅取得

子育て世帯が自ら居住するための新築住宅（戸建・集合）又は中古住宅（戸建・集合）の取得をいう。

(7) 工事請負契約等

子育て世帯が行う次のいずれかに該当する契約をいう。

ア 県内工務店と住宅取得のために締結する工事請負契約

イ 県内不動産業者と住宅取得のために締結する不動産売買契約

ウ 県内不動産業者と媒介又は代理契約を締結し、その媒介又は代理契約に

よって住宅取得のために締結する不動産売買契約

(8) 事業完了日

住宅の引渡しを受けた日又は補助の対象者が補助対象住宅へ住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく転入届若しくは転居届を提出した日のいずれか遅い日をいう。

(補助の対象)

第 3 条 補助金の交付対象事業（以下「対象事業」という。）は、子育て世帯が次の各号に掲げる住宅を取得することをいう。

- (1) 県内工務店が建築したもの、県内不動産業者が売主であるもの又は県内不動産業者が不動産売買契約の媒介・代理をしたもの。
- (2) 建築基準法等の関係法令に適合すること。
- (3) 昭和 56 年 5 月以前の旧耐震基準で建築された住宅にあつては、事業完了日までに、耐震診断により上部構造評点が 1.0 以上であることを確認するか、上部構造評点が 1.0 以上になるよう耐震改修を完了すること。

2 対象事業は、交付決定の日の属する年度の 4 月 1 日以降に工事請負契約等を締結し、当該年度の 3 月 31 日までに完了するものとする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 福島県内で新たに住宅取得を行う子育て世帯であること。
- (2) 住宅取得の際、第 2 条第 7 号に規定する工事請負契約等を締結すること。
- (3) 新たな住宅に居住を始める者のいずれかが住宅取得の対象となる住宅の所有者であること。
- (4) 事業完了日の属する年度の翌年度から起算して 3 年間以上、居住を継続すること。
- (5) 住宅を取得する世帯に属する全ての者が、県税を滞納していないこと。
- (6) 本事業とともに、国・地方公共団体が実施する公共工事に伴う移転補償等の補てんを受けていないこと。
- (7) 知事が定める他の補助金等を併用しないこと。
- (8) 居住開始を、原則として、補助金の交付を受けようとする年度の 3 月 31 日までにすること。
- (9) 福島県暴力団排除条例（平成 23 年福島県条例第 51 号）に規定する暴力団員等又は社会的非難関係者に該当する者ではないこと。

（補助対象事業費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、補助対象者が行う住宅取得に係る経費とし、次の経費を除いたものとする。

- （1） 土地取得費
- （2） 外構工事等に要する経費
- （3） 併用住宅における住宅部分以外に係る経費

（補助金の交付額）

第6条 県が、予算の範囲内において交付する補助金は、補助対象者が居住を開始した場合に交付するものとし、その額は、住宅取得に係る補助対象事業費の1／2又は30万円のいずれか低い額とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助事業者」という。）は、規則第4条第1項の規定に基づき、住宅取得の工事請負契約等における引渡しの日属する年度の募集に対して、第1号様式（補助金交付申請書）に別表に定める書類を添えて知事に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、補助金の交付を決定したときは、規則第7条第1項の規定に基づき、第2号様式（補助金交付決定通知書）により、その内容等を補助事業者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第9条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号の規定に基づき事業内容を変更しようとするときは、第3号様式（補助金変更交付申請書）に別表に定める書類を添えて知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、事業内容の変更が6ヶ月未満の事業完了予定日の延長（交付決定の日属する年度内に限る。）の場合は、不要とする。

3 補助事業者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、第4号様式（事業中止（廃止）承認申請書）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（交付申請の取下げ）

第10条 補助事業者は、第8条の規定する交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取下げることができる。

2 前項の取下げを行うときは、第8条による補助金交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日までに、第5号様式（取下申請書）を知事に提出し

なければならない。

（完了実績の報告）

第 1 1 条 補助事業者は、原則として、事業完了日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日から起算して 30 日を経過した日のいずれか遅い日かつ補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで、規則第 13 条第 1 項に規定する実績報告を行なわなければならない。

2 前項の報告は、第 6 号様式（完了実績報告書）に別表に定める書類を添えて知事に提出するものとする。

3 補助事業者は、交付申請を行った日の属する年度内に事業が完了しない場合又は実施が困難となった場合は、第 7 号様式（年度終了実績報告書）を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 1 2 条 知事は、前条の完了実績報告書を受理した場合は、規則第 14 条の規定により、その内容の審査及び現地調査等を実施し、補助事業の成果が補助金交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、第 8 号様式（補助金額確定通知書）により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の通知は、確定した額が第 8 条による補助金交付決定額と同額の場合は、省略することができる。

（補助金の請求）

第 1 3 条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の支払いを受けようとするときは、第 9 号様式（補助金請求書）により知事に補助金を請求するものとする。

3 知事は、前項の請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に支払うものとする。

（交付決定の取消し等）

第 1 4 条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、知事がやむを得ないと認める場合を除き、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（2）事業完了日の属する年度の翌年度から起算して 3 年以内に、補助対象住宅における居住を解消する等、この要綱に定める要件を満たさなくなったとき。

(3) 規則又は関係法令に違反する行為があったとき。

2 知事は、前項の取消しを決定したときは、第 10 号様式（交付決定取消通知書）により補助事業者へ通知するものとする。

3 知事は、第 1 項に基づく取消しを行ったときは、規則第 17 条の規定に基づき、返還の猶予期間や必要な加算金等を定めるものとする。

（財産の処分の制限）

第 15 条 本事業により住宅取得を行った住宅が、規則第 18 条の規定に基づき財産処分の制限を受ける期間は、10 年とする。ただし、補助事業者が交付された補助金額を返納した場合はこの限りではない。

（会計帳簿等の整備等）

第 16 条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

（現地調査等の協力義務）

第 17 条 補助事業者は、知事が規則第 11 条に規定する、補助事業の遂行状況に係る報告及び調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに協力しなければならない。

（報告及び調査）

第 18 条 補助事業者は、第 9 条第 2 項、第 14 条第 1 項に該当するときは、すみやかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は調査を行うことができる。

（書類の提出）

第 19 条 この要綱により補助事業者が知事に行う申請、請求、報告、通知等の書類の提出は、別に定める方法とする。

附 則

この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。